

郡山市告示第188号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき郡山市市民活動サポートセンター業務受託者選定審議会設置規程を次のように定める。
令和4年7月28日

郡山市長 品川 萬里

郡山市市民活動サポートセンター業務受託者選定審議会設置規程

（設置）

第1条 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第1項第3号の選定に関し、郡山市市民活動サポートセンター業務受託者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌する事務等）

第2条 審議会は郡山市市民活動サポートセンター業務受託者の候補者を選定し、審議会の庶務は市民部市民・NPO活動推進課において処理する。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年7月28日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。